

改正後

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～3 （略）

4 申請書及び添付書類等

(1)～(3)

(4) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可番号を除いた表示の内容又は許可取得後の表示状況（予定する社名等の表示場所、表示内容）が確認できる写真としてください。

なお、産業廃棄物処理基準に基づく社名等の表示の基準は以下のとおりとなっています。

- ・車体の両側面に鮮明にかつ見やすいように表示すること
- ・「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示については、日本産業規格Z8305に規定する140ポイント以上（約5cm以上）、「氏名又は名称」及び「許可番号」については、同90ポイント以上（約3cm以上）の大きさの文字及び数字で表示すること
- ・社名又は名称の表示は、原則として許可証に記載されたものと同じものとする（許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できない略称や屋号単独による表示は認められないこと）

(5) 規則第9条の2第7項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄付行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6) 規則第9条の2第8項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更並びに当該許可以外の新規、更新及び変更の申請をする場合には、本県の許可証の写しを添付することによって、住民票抄本及び株主等に係る商業登記事項証明書に代えることができます。（ただし、成年被後見人等に係る登記事項証明書の省略はできません。）

(7) 規則第9条の2第6項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合は、事業計画の概要を記載した書類、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び定款又は寄附行為の添付を省略することができます。（ただし、審査において必要と認める場合には提出を求めることがありますが、その場合には提出を要します。）

(8) （略）

5～8 （略）

改正前

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～3 （略）

4 申請書及び添付書類等

(1)～(3)

(4) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可番号を除いた表示の内容又は許可取得後の表示状況（予定する社名等の表示場所、表示内容）が確認できる写真としてください。

なお、産業廃棄物処理基準に基づく社名等の表示の基準は以下のとおりとなっています。

- ・車体の両側面に鮮明にかつ見やすいように表示すること
- ・「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示については、日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上（約5cm以上）、「氏名又は名称」及び「許可番号」については、同90ポイント以上（約3cm以上）の大きさの文字及び数字で表示すること
- ・社名又は名称の表示は、原則として許可証に記載されたものと同じものとする（許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できない略称や屋号単独による表示は認められないこと）

(5) 規則第9条の2第5項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄付行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6) 規則第9条の2第6項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更並びに当該許可以外の新規、更新及び変更の申請をする場合には、本県の許可証の写しを添付することによって、住民票抄本及び株主等に係る商業登記事項証明書に代えることができます。（ただし、成年被後見人等に係る登記事項証明書の省略はできません。）

(7) 規則第9条の2第4項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合は、事業計画の概要を記載した書類、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び定款又は寄附行為の添付を省略することができます。（ただし、審査において必要と認める場合には提出を求めることがありますが、その場合には提出を要します。）

(8) （略）

5～8 （略）

改正後

<注>用語 (略)

附則 (令和2年9月16日改正)

改正後の基準は、令和2年10月1日から適用するものとする。

様式 (略)

改正前

<注>用語 (略)

様式 (略)